

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症予防接種説明書

※説明書は、厚生労働省リーフレット「HPV ワクチンについて知ってください」及びホームページ「HPV ワクチンに関する Q&A」を基に記載しています。予防接種を受けられるご本人・ご家族の方は、ワクチンの効果や副反応について、よくご理解いただき、慎重に判断してください。不安などがある場合には、かかりつけ医にご相談願います。

1 ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症について

ヒトパピローマウイルス（HPV）は、皮膚や粘膜に感染するウイルスで、200 以上の種類があります。粘膜に感染する HPV のうち少なくとも 15 種類が子宮頸がんの患者さんから検出され、「高リスク型 HPV」と呼ばれています。

これら高リスク型 HPV は性行為によって感染しますが、子宮頸がん以外に、中咽頭がん、肛門がん、腔がん、外陰がん、陰茎がんなどにも関わっていると考えられています。

また、子宮頸部の細胞に異常がない女性のうち、10～20%程度の方が HPV に感染していると報告されています。また、海外では性行為の経験がある女性の 50～80%が、生涯で一度は HPV に感染すると報告されています。

※詳しくは、厚生労働省のホームページやリーフレットなどをご確認ください。

2. ワクチンの効果について

ワクチンは、2価ワクチン（サーバリックス）、4価ワクチン（ガーダシル）、9価ワクチン（シルガード 9）の 3 種類があり、いずれかを接種します。これらのワクチンは子宮頸がんをおこしやすいタイプである HPV16 型と 18 型の感染を防ぐ効果が期待されています。

また、2価または4価 HPV ワクチンの接種により子宮頸がんの原因の 50～70%、9価 HPV ワクチンの接種により 80～90%を防ぐ効果が期待されています。

※詳しくは、厚生労働省のホームページやリーフレットなどをご確認ください。

3. ワクチンの副反応について

主な副反応は、発熱や、局所反応（疼痛、発赤、腫脹）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後 30 分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー（呼吸困難、じんましんなどを症状とする重いアレルギー）、ギラン・バレー症候群（両手・足の力の入りにくさなどを症状とする末梢神経の病気）、急性散在性脳脊髄炎【ADEM】（頭痛、嘔吐、意識の低下などを症状とする脳などの神経の病気）、複合性局所疼痛症候群【CRPS】（外傷をきっかけとして慢性の痛みを生ずる原因不明の病気）等が報告されています。

※詳しくは、厚生労働省のホームページやリーフレットなどをご確認ください。

4. 接種時期（標準的な接種時期）

小学校 6 年生～高校 1 年生（標準的には中学校 1 年生）の女性が接種します。

※令和 6 年度は平成 9 年度生まれ～平成 19 年度生まれの女性も対象です。

※いずれかのワクチンを接種しますが、原則、同一のワクチンを継続して接種します。

●2 価ワクチン（サーバリックス）

1 ヶ月の間隔をおいて2回接種した後、1 回目の接種から6 ヶ月後に3回目を接種します。

●4 価ワクチン（ガーダシル）

2 ヶ月の間隔をおいて2回接種した後、1 回目の接種から6 ヶ月後に3回目を接種します。

●9 価ワクチン（シルガード 9）【初回接種が 15 歳以上の場合】

2 ヶ月の間隔をおいて2回接種した後、1 回目の接種から6 ヶ月後に3回目を接種します。

●9 価ワクチン（シルガード 9）【初回接種が 15 歳未満の場合】

1 回目から6 ヶ月後に2回目を接種します。（2回接種で完了です。）

5 予防接種法による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けられる可能性があります。

○健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

○健康被害として認定された場合は、被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、市健康増進課へご相談ください。

6 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー（※）を起こしたことがある場合 ※（※）接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応のこと
- ④その他、医師が不適切な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方の場合は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

問合せ先：下野市健康増進課 ☎0285-32-8905